

フィルタリングに関すること(再確認)

【フィルタリング】

フィルタリングは青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。Web ページなどを一定の基準で判別し、「閲覧をできないようにする」「不要な情報を遮断する」などの分類や制限をすること。

●「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(H21.4.1 施行)」

(保護者の責務)

・・・一部抜粋

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、**青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し**、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務)

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、**青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として**、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

●「福井県青少年愛護条例」

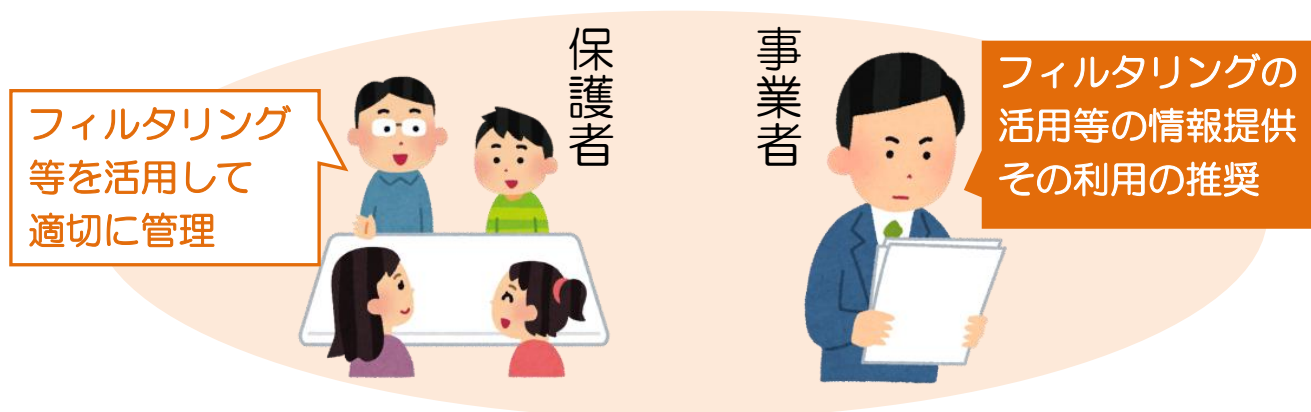
・・・一部抜粋

(インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止)

第43条の2 保護者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、**フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、または視聴することを防止するように努める**とともに、青少年の有害情報に関する適切な判断能力の育成が図られるよう啓発および教育に努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者およびインターネットを利用することができる端末設備は、特定電気通信役務の提供または当該端末設備の販売もしくは貸付けの契約を締結する際に、当該契約の相手方に対し、青少年の利用の有無を確認するように努めなければならない。

4 特定電気通信役務提供者等は、前項の確認をした場合において、**利用者に青少年が含まれるときは、当該契約の相手方に対し、フィルタリングソフトの活用その他青少年が有害情報を閲覧し、または視聴することを防止するための方法に関する情報を提供し、その利用を勧奨する**ように努めなければならない。



● 「ふくいスマートルール」

・・・一部抜粋

(大人もいっしょに考える「ふくいスマートルール」推進運動)

- 1 家庭、学校、地域がインターネットのより良い利用法を一緒に考え、大人が率先して、「ふくいスマートルール」を子どもたちと一緒に実行します。
- 2 家庭では、使用時間や置き場所など、我が家のルールをつくります。
 - ・月に一度は、家族で、利用状況などルールを守る話し合いをします。
 - ・有害サイトによる被害を防ぐため、**フィルタリングの設定を進めます。**

＝*＝*＝*＝ 県内各地での取り組み ＝*＝*＝*＝

〔三方中〕生徒会が中心となってアンケートを基にルールを作成。

〔国見中〕インターネットなどの使用についての生徒総会を開催。生徒会執行部が取りまとめてルールが完成

〔敦賀市〕市内6中学の生徒会が連携し、ルール作りに向けた合同会議がスタート。
その後「君を守ルール」を決定

〔越前市〕「わが家のインターネット10カ条」を改訂。

〔鯖江市〕「ネットから子どもを守る10カ条！！」を作成。

〔越前町〕「ネットから子どもを守る10カ条！！」を作成。

〔坂井市〕「自分でルール、家庭でルール、学校でルール」の「Threeルール運動」を展開。

〔小浜中〕「浜中のスマホ・ケータイまもルール」を生徒会執行部が提案。

〔小浜二中〕独自ルールを作成し、全校生徒の前で発表。

〔県内36高校〕「ふくい脱スマホ高校生サミット」開催

(平成26年度・27年度青少年のネット非行・被害対策情報に掲載分の情報より抜粋)

6月の「家庭の日」推進テーマは「社会の決まりを守り、明るい町や村をつくろう」です。そこで、フィルタリングに関する“社会の決まり”を今一度整理してみました。

家庭の日の実施目標

- ・家族みんなで話し合う
- ・家族みんなで楽しみあう
- ・家族みんなで協力し合う

ちなみに、6月の「青少年育成の日」推進テーマは「良書に親しみ、豊かな心を育てよう」です。家族で話し合いをして、スマホに向かう時間が減少した分を、良書に親しむ時間にあててみませんか。

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 金森

☎:0776-20-0745 (直通) ✉:m-kanamori-mi@pref.fukui.lg.jp